

入札説明書

気象観測用測器の記録計（データロガー）購入に関する一般競争入札については次のとおりとする。

1 入札に付する事項

（１） 件名

気象観測用測器の記録計（データロガー）購入

（２） 仕様

別紙による

（３） 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

（４） 納入場所

雲南合同庁舎一般環境大気測定局
出雲保健所一般環境大気測定局

雲南市木次町里方531-1
出雲市塩冶町223-1

2 入札に参加する者に必要な資格

次の（１）から（７）までの全ての項目に該当すること。

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （２） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- （４） 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業品目の大分類「4 機械器具類」小分類「（3）理化学機器」または「（6）光学計測機器」に登録されている者であること。
- （５） 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- （６） 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- （７） 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

（１） 入札参加資格を確認するために必要となる書類

ア．入札参加資格確認申請書

イ．標記業務に必要な技術を有することを示す書類

代理店証明書、過去 2 年間に国又は地方公共団体で行った種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約書の写し（2 回以上）など

ウ．入札保証金の免除に関する誓約書

入札保証金の免除を希望する場合のみ

エ．委任状（復代理人を定める場合はその委任状）

入札にあたって代理人を定める場合のみ

※平成 30 年度入札まで提出を求めていた「物品の売買、借入等に係る入札参加資格審査結果通知書の写し」は、資格審査が電子化されたことに伴い令和元年度からは提出不要です。

(2) 書類の提出期限等

- ア. 提出期限 令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 3 時（郵送の場合は同日必着）
ただし、（1）のエ. の書類については、入札執行前まで受け付ける。
- イ. 提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町 128 番地（東庁舎 4 階）
島根県環境生活部環境政策課モニタリング係

(3) 入札参加資格審査結果

入札を執行するまでに通知する。

4 提出書類の補正について

上記 3 により提出した書類に不備があり、補正することを求められた場合は入札日時までに遅滞なく当該書類の補正を行うこと。

5 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和 7 年 10 月 17 日（金） 午前 10 時から

(2) 入札の場所

島根県庁東庁舎 201 会議室

6 入札の方法等

(1) 入札の方法

- ア. 入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。
- イ. 入札者は、履行に係る一切の諸経費を含め契約金額を見積もること。
- ウ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- エ. 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- オ. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 代理人による入札

- ア. 代理人（受任者を除く。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに委任状を提出しなければならない。
- イ. 入札者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札保証金

- ア. 島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札書提出時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
なお、入札保証金の免除に関する誓約書の提出があった場合は、同規則第 61 条の 2 第 3 号に該当するものとする。
- イ. 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ．入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

（ア）納付場所

島根県出納局審査指導課

（イ）納付時期

令和 7 年 10 月 16 日(木)16 時から 17 時まで又は令和 7 年 10 月 17 日(金)
9 時から 10 時まで

エ．入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

オ．入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

（４）開札の方法

ア．開札は、入札者又はその代理人及び島根県環境生活部環境政策課職員を立ち会わせて行う。

イ．入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札の場所を退場することはできない。

ウ．開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。

（５）再度入札

ア．再度入札は 2 回まで行うこととする。（合計 3 回）

イ．入札者のうち再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

ウ．入札参加者が 1 人となったときは、再度入札は行わない。

（６）落札者の決定方法

本説明書に示した業務を履行できると島根県知事（以下「知事」という。）が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約を行うものとする。

ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

（７）入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

（８）入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して談合その他の不正の行為があったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

（９）落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 2 の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

7 契約

（１）契約条項

別添「物品売買契約書」のとおりとする。

（２）前金払・部分払

なし。

（３）契約書の作成

ア．落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により 14

日以内に契約を締結するものとする。

イ．地方自治法第 234 条第 5 項の規定により知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

ア．島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、契約保証金の免除に関する誓約書の提出があった場合は、同規則第 69 条の 2 第 7 号に該当するものとする。

イ．契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

ウ．契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

(ア) 納付場所

島根県出納局審査指導課

(イ) 納付時期

落札の日から 14 日以内

エ．契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付するものとする。

8 質疑

(1) 入札説明書等に対する質疑

入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、別添「質疑票」により令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 3 時までに提出すること。（ファクシミリ可）

なお、それ以降の質疑も受け付けるが、入札書提出日までに回答できない場合があるので注意すること。

(2) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 128 番地 島根県環境政策課モニタリング係
電話：(0852) 22-6555 FAX：(0852) 25-3830

9 入札説明書添付資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 入札保証金の免除に関する誓約書、契約保証金の免除に関する誓約書
- (3) 委任状
- (4) 入札書（記入例、注意事項あり）
- (5) 物品売買契約書（様式）
- (6) 仕様書
- (7) 参考資料 1、2
- (8) 質疑票